

【介護・訓練支援用具】				
種目	対象者	性能等	費用基準額	耐用年数
特殊寝台	・下肢又は体幹機能障害1級,2級(学齢児以上) ・医師の判断により必要と認められる難病患者	腕,脚等の訓練のできる器具を付帯し,原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
特殊マット	・下肢又は体幹機能障害1級,2級(3歳以上) ・医師の判断により必要と認められる難病患者	褥瘡の防止,失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	50,000円	5年
特殊尿器	・排尿に介助を要する下肢又は体幹機能障害1級(学齢児以上) ・自力で排尿ができない難病患者	尿が自動的に吸引されるものであって,対象者又は介護者が容易に使用できるもの。	67,000円	5年
入浴担架	入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害1級,2級(3歳以上)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴できるもの。	82,400円	5年
体位変換器	・下着交換等に介助を要する下肢又は体幹機能障害1級,2級(学齢期以上) ・寝たきりの状態にある難病患者	介助者が対象者の体位を容易に交換できるもの。	15,000円	5年
移動用リフト	・下肢又は体幹機能障害1級,2級(3歳以上) ・下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が対象者を移動させるに当たり,容易に使用できるもの。 ただし,天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害1級,2級(3歳以上18歳未満)	原則としてテーブルを有するもの。	33,100円	5年
訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障害1級,2級(3歳以上18歳未満) ・下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年

【自立生活支援用具】				
種目	対象者	性能等	費用基準額	耐用年数
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴に介助を要する下肢又は体幹機能に障害がある(3歳以上)</li> <li>・入浴に介助を要する下肢又は体幹機能に障害のある難病患者</li> </ul>	<p>入浴時の移動, 座位の保持, 浴槽への移動等を補助することができるものであって, 対象者又は介助者が容易に使用できるもの。</p> <p>ただし, 設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	90,000円	8年
便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢又は体幹機能障害1級, 2級</li> <li>・医師の判断により必要と認められる難病患者</li> </ul>	<p>次のいずれかの機能を有するものであること。</p> <p>ただし, 設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>(1) 便座, バケツ等からなり, 移動可能である便器(ポータブルトイレ)</p> <p>(2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの(補高便座)</p> <p>(3) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの</p>	便器のみ 4,450円	8年
			手すりつき便器 9,850円	
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢機能障害1級, 2級(学齢児以上)</li> <li>・療育手帳㊦, A(学齢児以上)</li> <li>・上肢機能に障害のある難病患者</li> </ul>	<p>温水温風機能を有するもの。</p> <p>ただし, 設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200円	8年
T字状・棒状のつえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平衡機能, 下肢又は体幹機能障害1級, 2級</li> <li>・下肢又は体幹機能に障害のある難病患者</li> </ul>	<p>一本杖で歩行時に身体を支え, 安定させるもの。</p>	4,700円	3年
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内の移動等において介助を要する平衡機能, 下肢又は体幹機能障害がある(3歳以上)</li> <li>・平衡機能, 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者</li> </ul>	<p>おおむね次の性能を有する手すり, スロープ等であること。</p> <p>ただし, 設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>(1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって, 必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防, 立ち上がり動作の補助, 移動動作の補助, 段差解消等が可能なもの</p>	60,000円	8年

種目	対象者	性能等	費用基準額	耐用年数
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・てんかんの発作等により頻繁に転倒が認められる平衡機能に障害がある</li> <li>・下肢又は体幹機能に障害がある</li> <li>・知的障害又は精神障害がある</li> </ul>	ヘルメット型で、スポンジ、革を主材料に製作し、転倒の際に頭部を固定する機能を有するもの。	15,200円	3年
		ヘルメット型で、スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作し、転倒の際に頭部を固定する機能を有するもの。	36,750円	3年
火災警報器	火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯又は1日のうち相当の時間において、同居家族が不在である等により、障害者のみの世帯と同等と認める世帯に属する者で、身体障害1級、2級又は療育手帳㊦、A	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外に警報ブザーで知らせることができるもの。	15,500円	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯又は1日のうち相当の時間において、同居家族が不在である等により、障害者のみの世帯と同等と認める世帯に属する者で、身体障害1級、2級又は療育手帳㊦、A又は難病患者	温室温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災の消火ができるもの。	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害者のみの世帯又は1日のうち相当の時間において、同居家族が不在である等により、障害者のみの世帯と同等と認める世帯に属する者で、視覚障害1級、2級	対象者が容易に使用できるもの。	41,000円	6年
視覚障害者用はかり	視覚障害者のみの世帯又は1日のうち相当の時間において、同居家族が不在である等により、障害者のみの世帯と同等と認める世帯に属する者で、視覚障害1級、2級	対象者が容易に使用できるもの。	触読 4,000円	6年
			音声 17,800円	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害1級、2級(学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの。	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者のみの世帯又は1日のうち相当の時間において、同居家族が不在である等により、障害者のみの世帯と同等と認める世帯に属する者で、聴覚障害1級、2級	音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有するもの。 (サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む)	87,400円	10年

【在宅療養等支援用具】				
種目	対象者	性能等	費用基準額	耐用年数
透析液加温器	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で,じん臓機能障害1級,3級(3歳以上)	透析液を加温し,一定温度に保つもの。	51,500円	5年
ネブライザー	・呼吸器機能障害1級,3級 ・呼吸器機能に障害のある難病患者 ・医師の判断により必要と認められる者	対象者が容易に使用できるもの。	36,000円 電動式たん吸引器との両用器の場合 56,400円	5年
電気式たん吸引器	・呼吸器機能障害1級,3級 ・呼吸器機能に障害のある難病患者 ・医師の判断により必要と認められる者	対象者が容易に使用できるもの。	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	対象者が容易に使用できるもの。	17,000円	10年
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害1級,2級(学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの。	9,000円	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害1級,2級(学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの。	18,000円	5年
視覚障害者用血圧計	視覚障害1級,2級(学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの。	15,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	・人工呼吸器の装着を必要とする者 ・医師の判断により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し,対象者及び介護者が容易に使用できるもの。	157,500円	5年
蓄電池又は発電機	在宅で日常的に生命及び身体機能の維持に電源を要する人工呼吸器,電気式たん吸引器等の医療的ケアを必要とする者で,次のいずれかに該当又はこれらに相当する状態の者で,用具等を必要とすることを認める医師意見書を有する者 ・呼吸器機能障害1級,3級 ・呼吸器機能に障害のある難病患者 ・自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で,じん臓機能障害1級,3級(3歳以上) ・下肢又は体幹機能障害1級,2級	対象者が容易に使用できるもの。	100,000円	10年

【情報・意思疎通支援用具】				
種目	対象者	性能等	費用基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	・音声機能又は言語機能に障害がある(学齢児以上) ・肢体不自由で発声発語に著しい障害がある(学齢期以上)	携帯式であって、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの。	98,800円	5年
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害がある	障害者向けパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフトであって、対象者が容易に使用できるもの。	100,000円	5年
点字ディスプレイ	視覚障害1級,2級(学齢児以上)	文字等のコンピューターの画面情報等を文字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
点字器	視覚障害がある	対象者が容易に使用できるもの。	10,800円	5年
点字タイプライター	視覚障害1級,2級	対象者が容易に使用できるもの。	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害1級,2級(学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なものであって、対象者が容易に使用できるもの。	89,800円	6年
		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能なものであって、対象者が容易に使用できるもの。	36,750円	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害1級,2級(学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するものであって、対象者が容易に使用できるもの。	115,000円	6年

種目	対象者	性能等	費用基準額	耐用年数
視覚障害者用読書器	視覚障害があり、本装置により情報を得ることが可能になる者 (学齢児以上)	文字等をモニターに映し出せるもの又は音声に変換して出力することができるもの。	198,000円	8年
視覚障害者用時計	視覚障害1級,2級(学齢児以上)	対象者が容易に使用できるもの。	触読 10,300円	10年
			音声 13,300円	
聴覚障害者用通信装置	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められ、聴覚又は発声発語に著しい障害がある (学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能なるものであって、対象者が容易に使用できるもの。	128,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害のある者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するものであって、対象者が容易に使用できるもの。	88,900円	6年
人工喉頭	本装置により構音化できる、音声機能又は言語機能に障害のある者	笛式:呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	5,200円 気管カニューレ付の場合 8,400円	4年
		電動式:顎下部等に当てた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	72,300円	5年
点字図書	主として点字による情報を入手する視覚障害のある者	点字により作成された図書。	厚生労働大臣が必要と認めた額	***

【排せつ管理支援用具】			
種目	対象者	費用基準額	耐用年数
ストーマ用装具	ストーマ造設者	【消化器系】 ストーマ造設 1箇所につき 12,000円/月	***
		【尿路系】 ストーマ造設 1箇所につき 13,000円/月	
<性能等> 皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む。			
紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用具を装着することができない者(3歳以上)</li> <li>・先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者(3歳以上)</li> <li>・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者(3歳以上)</li> <li>・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者 (下記①から③の要件を全て満たす3歳以上)</li> <li>・下肢又は体幹機能に1級の障害を有し、かつ療育手帳④の知的障害を有する排尿又は排便の意思表示が困難な者 (下記①から③の要件を全て満たす3歳以上)</li> </ul> <p>①自力でトイレに行くことが困難なこと ②自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることが困難なこと ③介助による定時排泄をすることが困難なこと</p>	12,000円/月	***
収尿器	高度の排尿機能障害がある者	8,800円	1年
	<性能等> 採尿器と蓄尿袋で構成し,尿の逆流防止装置を有するもの。		

ストーマ用装具,紙おむつ等の費用基準額は「1か月分」の額です。

【居宅生活動作補助用具】			
種目	対象者	費用基準額	耐用年数
住宅改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢又は体幹機能障害1級, 2級, 3級(学齢児以上)</li> <li>・乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)のある者(学齢児以上)</li> <li>・下肢又は体幹機能に障害のある難病患者</li> </ul> <p>※ただし, 特殊便器への取替えをする場合は, 上肢機能障害1級, 2級及び同程度の障害がある難病患者に限る</p>	200,000円	***
	<p>&lt;性能等&gt;                      対象者の移動等を円滑にする用具であって, 設置に際し, 次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①手すりの取付け</li> <li>②段差解消</li> <li>③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路の材料変更</li> <li>④引き戸等への扉の取替え</li> <li>⑤洋式便器等への便器の取替え</li> <li>⑥その他前述①から⑤に掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</li> </ul>		

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は, 表中の上肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとします。

ただし, 住宅改修費を除きます。